事 業 者 排 出 量 削 減 計 画 書 (新 規 · 変 更)

住所(法人にあっては	(あて先)京都府知事							平成18	牛	
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)					名(法人にあ	っては、名	称及び代表者	の氏名。記名押印又	は署行	
京都市上京区今出川通烏丸東入					学校法人	同志社	理事長	野本真也		
水银甲工水区 / 田川地河凡水八					電電	話	075	- 251	_	
								201		
京都府地球温暖化			1項(第18	条第2項、第1	8条第3項)	の規定	により提出	出します。		
特定事業者の 注 主たる業種	学校(大	学)								
)条第1号該	当事業者	š (大規模	エネルギー使用	用事業者	当 (原油に換			
者要件	算して1,500キロリットル以上))									
	京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事									
	業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))									
計画期間	平成			~		20 年		月		
		教職員への :進めていく		②工学部工	リアの省エ	ネ化対策	策推進 ③	エネルギー消	費効率の	D良い機器へ
推進体制	副学長を	委員長とす	る今出川・	京田辺校地	省エネルキ	一推進多	委員会の設	大置		
年度ごとの具	年度 設備、対象、工程等									
体的な取組及び措置				高輝度誘導等への取替、教室の照明点灯時間の管理と短縮						
	18 給水設備			トイレの省エネ、感知器による自動洗浄、擬音装置の設置						
	18 熱源設備			ガス吸収式冷温水器の更新、老朽化空調機の更新						
	18 発電設備			今出川・京田辺両校地へのガスエンジンコージェネレーションシステム導入						
	19 熱源設備		空冷チラーを高効率のマイクロターボ機へ更新							
温室効果ガス	N DATE OF			基準年度(実績) 目標年度(計画) 削減率						
の排出量等	排出区分		(17) 年度			(19)年度 (計画)				
	and the second s			(二酸化炭素換算 (1)) (二酸化炭素換算						(%)
	A 事業所等排出区分				16,	023 t		15, 702		- 2. 0 %
	B 輸送車両排出区分					t			t	%
	C その他排出区分				10	t		15 500	t	%
	排出合計		* 1		0=0 0	* 2	15, 702	t	-2.0 %	
その他の地球 温暖化対策に	対策等の区分		日標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(1))				/			
1 77 177 175 177 177	森林の保全及び整備			(整備面積)	X祖里守	ha	(吸収量)	北灰糸侯昇(し))	t	/
ガスの削減量	府内産の木材の利用			(利用量)		m ³	(削減量)		t	/
等	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給 グリーン電力の購入			(売電量)		kwh			t	/
				(熱供給量)	N 12 -	GJ	(削減量)		t	/
				(購入量)			(削減量)		t	
	削減量等合計					* 3		t /		
	差引排出量			基準年度(実績)			目標	年度(計画)	削	減率(計画)
	左门州		(排出合計一削減等合計)							
(排				* 1	1602		(+2) - (+3)	15702	-t	-2.0%

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記人は不要です。
 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

ファクシミリ番号

3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。